

## 1.2 農業農村整備事業の促進について

(内閣府、農林水産省、国土交通省、(独)水資源機構)

### 【内容】

- (1) 農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、農業農村整備事業の充実強化を図るとともに、地域ニーズにあった事業が推進できるようにすること。
- (2) 食料自給率向上に向けた基盤整備を促進するため、三河地域を始め県内各地で実施しているかんがい排水事業、畠地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業を促進すること。
- (3) 農村地域全体を集中豪雨や大規模地震などの自然災害から守るために、尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に実施している湛水防除事業、地盤沈下対策事業、海岸整備事業を促進すること。  
また、県内にあるため池や水路のうち、地震発生時に崩壊する恐れのある施設の耐震対策を実施する震災対策農業水利施設整備事業、土地改良施設耐震対策事業や、ため池等整備事業、防災ダム事業を促進すること。
- (4) 現在も県内に埋設され、農業用水路として使用されている石綿セメント管を他の管種に取り替える、特定農業用管水路等特別対策事業を促進すること。
- (5) 本県農業の基盤を支える基幹水利施設を整備・更新する国営総合農地防災事業新濃尾地区及び矢作川総合第二期地区、水資源機構営豊川用水二期事業を推進すること。
- (6) 農地、農業用水など貴重な地域資源を地域ぐるみで保全する農地・水保全管理支払交付金事業を促進すること。
- (7) 農業用水を利用した小水力発電を促進するため、電力の使途制限を緩和し、供給先を公益的用途全般に拡大するとともに、導入支援事業の充実強化を図ること。  
また、水利使用許可権限の都道府県知事への移譲など小水力発電に係る規制緩和を推進すること。

### (背景)

本県内に約25,000kmある用排水路や約1,000箇所ある用水機場、約400箇所ある排水機場などの農業水利施設については、地域の貴重な社会的共通資本として、また県民の生命・財産を守る施設として、それぞれの耐用年数を考慮した適時・適切な整備・更新が課題となっている。さらに、地域からの多様な要望に応えるため、地方が地域のニーズにあった計画を策定し、農村地域を総合的に整備することが重要である。このため、農業農村整備事業の充実強化を一層図る必要がある。

食料自給率向上に向け、生産コストの大幅な低減や担い手農家への農地利用集積を進める農地の大区画化、用水路のパイプライン化等を図る事業を促進する必要がある。

尾張地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に、農業用の排水機場がまさに地域の生命線として農地のみならず民家や公共施設などを含めた排水対策を担っており、こうした施設の耐用年数を考慮した計画的な整備・更新が課題となっている。県内にある農業用排水機場のうち、基幹的なものが約230箇所あり、毎年7箇所程度を事業化していく必要がある。

県内の農業用ため池約3,000箇所は、全てが東海地震に係る強化地域、或いは東南海・南海地震に係る推進地域に指定され、大規模地震により万一決壊した場合、人命を含む甚大な被害の発生が懸念される。こうした中、東日本大震災では実際に東北地方のため池決壊による大惨事が報じられ、県民の不安は増大していることから、耐震対策を実施する震災対策農業水利施設整備事業等を促進する必要がある。

愛知用水、豊川用水、木曽川用水などの大規模用水事業などにより多用された石綿セメント管は、現在も1,075kmが利用されており、近年、老朽化による漏水事故が頻発していることから、抜本対策として他の管種に付け替える特定農業用管水路等特別対策事業を進めている。しかし、平成23年度末における改修延長は162kmにとどまっており更に促進する必要がある。

国営総合農地防災事業において、宮田用水の用排分離を行う新濃尾地区及び明治用水等の大規模地震対策を行う矢作川総合第二期地区を推進するとともに、豊川用水の大規模地震対策、石綿管除去対策を行う水資源機構営豊川用水二期事業を推進する必要がある。

農業農村整備事業で設置する小水力発電については、その電力の使途が土地改良施設等農林水産業施設への電力供給に限られていることから、電力供給先が公益的用途全般に拡大されれば、小水力発電の導入をより一層促進することができる。

なお、本県は、平成24年2月28日に構造改革特区提案として、小水力発電に係る水利使用許可権限の国土交通大臣から都道府県知事への移譲や河川区域内で行う小水力発電に係る手続きの簡素化等を提案している。

## ( 参 考 )

### ◇ 農業農村整備事業の実施例

